



高橋美博の一般質問から

を得ないと判断している。

定員適正化計画は適切か
問 平成17年度から22年度までの第1期計画、平成23年度から27年度までの第2期計画の目標と実績は。

答 第1期計画は、一般職員の削減目標51人に対し実績は23人の減員、第2期計画の一般職員の削減目標44名に対し、実績は現時点で11人の減員となっている。

問 新規採用を第1期は退職者の3割補充、第2期は5割補充としているが、退職者数、新規採用数はどうか。

答 17年度から23年度までの7年間の一般職、保育士、幼稚園教員合わせての退職者は1771人で、新規採用職員は1200人である。

問 ベテランの大量退職による経験引継ぎ、嘱託に置き換わることによる正規職員の負担増、新規採用抑制による年齢バランスの歪みなど問題が起きているが。

答 採用対象年齢を拡大した職員募集や組織機構の見直しを行い、市民サービスの低下をまねかないよう非常勤嘱託職員を含めた適切な人員配置をしている。

問 退職者内訳は、定年退職52人で、勸奨退職61人、自己都合52人と多く異常だ。モチベーション保持など職場環境に問題があるのではないか。

答 各人の事情があり、やむを得ないと判断している。

問 全国的に非正規公務員が増加、70万人を超え非正規率は33.1%となっている。本市の状況はどうか。

答 17年度は非常勤嘱託職員124人、臨時職員237名で、23年度は嘱託187人、臨時346人である。

に偏りが生じているものもある。採用には年齢層のバランスも考慮しながら実施している。

問 保育需要が増加し幼稚園教員、保育士の非常勤嘱託職員の確保が困難になっていると聞くが現状は。

答 幼稚園と保育所に非常勤嘱託職員が45名、職員の31.5%を占めている。幼稚園教員、保育士の確保が大変厳しい状況にある。

問 安定的運営のため正規職員を増やすべきではないか。また、有能な嘱託職員の継続雇用への制度改善は。

答 園児数の推移を考慮し、適切な正規職員数にしている。嘱託職員の任用期間は1年間だが、平成22年より勤務評定制度を導入し、昇給や再任用に反映させ、優秀な人材確保に努めている。

問 土木の技能労務職員は直営舗装、道路の維持修繕など、市民生活に密着した重要な仕事である。しかし、技術の継承もできず問題が出ている。退職者不補充の方針を改めるべきでは。

答 退職者不補充として、非常勤嘱託や民間委託で対応していく。人材の育成とシステム構築で市民サービスの低下をまねかないよう適切に対応する。

問 臨時職員の賃金を物件費として処理するのは問題だが、自治法施行令で決まっているが、公表も検討する。

答 臨時職員の配置は適正か
土木、建築、電気、管理栄養士、保健師、保育士、幼稚園教員など多くの技術職員がいる。これらの専門性は市民サービス実施に欠かせないが配置方針は。

問 専門職は特別に枠を設けて採用し、計画的に養成すべきではないか。

答 職種によっては年齢構成

正確な課税事務は市の基本

問 昨年末、固定資産税の課税ミスが発覚。初歩的な過ちであること、チェックできる機会があったこと、還付金が1億2千万円余と多額であることなど問題が大

きい。ミスの内容と原因は。昭和63年に増築した部分について、新規に課税した翌年度に、県財務事務所から家屋評価調書を受領し、再び新たな物件と誤認したため二重課税となった。3

回にわたり新築があったが、県の家屋評価の対象物件であつたため、課税誤りを発見できなかった。

問 平成24年度は3年ごとの評価替の年であつたが、固定資産評価審査会への審査申し出は。

答 2件あり、1件は宅地で一定面積以上に適用する面積に応じた補正(面大補正)の適用漏れ、もう1件が農地で複数筆を1枚の田として耕作しているため同一価格とする、というもので修正した。

問 「面大補正」漏れはどうして起こったのか。またほかに同じような漏れはないのか。

答 面大補正の宅地が市内に1万4千筆程度あり、抽出

して確認・調査している。寂しくなった浅羽支所周辺

問 支所は縮小され、平成23年度で合併時に比べ半減(4課が2課、7係が3係、35人が16人)だった。さらに縮小されたが現状は。

答 1課1室1係1施設15人体制となっている。

問 権限と体制の強化を
支所とは事務全般にわたる地域的に分掌するものだが、市の支所設置条例で所管区域が「市全域」となっている。形式的におかしい。

答 広く市民の誰もが利用できる支所としての利便性を図るための規定です。

問 支所には形式的だけでなく、実質的にも権限がないのでは。

答 支所長には部長級職員として、支所内の総合調整の権限を持たせている。福祉においては福祉事務所次長として、また、津波対策事業執行における予算執行権なども持っている。

問 どうする浅羽地域審議会
浅羽地域審議会は、諮問機関として設けられたが、この8年間に1件の諮問もなされていない。

答 より現実的に対応する必要がある。諮問事項とはしませんが、都市計画税

のあり方、水道料金の改定

支所庁舎の利活用をはじめ各施策等について、審議会に資料等を提出し検討をお願いしてきた。

問 地域審議会の設置期間は10年間となっている。今後どうしていくのか。

答 津波対策等地域固有の様々な課題の進捗状況等をみて判断していきたい。

問 指定管理者制度導入目的は
指定管理者制度の導入状況は。

答 本市の導入状況は、平成24年4月1日現在、31施設で、関連する施設についてはグループ化して一括管理としている。指定先については、民間企業77%、公共的団体13%、地縁団体7%、公益社団法人3%となっている。

問 総務省の通知では、住民サービスの向上こそが目的であることを明確に述べている。しかし、市の実施方針では、「...、管理経費の削減を図りながら、利用者サービスの向上、利用促進...を行う」と、経費の削減が主目的になっている。見直すべきではないか。

答 市民サービスの向上や経費の削減にもつながると判断している。現時点で見直すことは考えていない。

浅田二郎の一般質問から

